

成果有体物移転契約書

提供者一般財団法人辨野腸内フローラ研究所（以下、「甲」という。）と
受領者（以下、「乙」という。）とは、
成果有体物の提供に関し、以下の契約を締結する。

第一条 成果有体物の提供

甲は、乙の求めに応じて、乙に対し別紙記載の成果有体物（以下、「本成果有体物」という。）を乙に提供する

第二条 対価

乙は、本成果有体物提供の対価として、別紙記載の金額を甲に支払う。

乙は、甲が乙に発行する請求書の発行日から 30 日以内に、甲の指定する銀行口座への振り込みの方法により、前項の対価に消費税を加えた金額を甲に支払う。

第三条 成果有体物の使用目的

乙は、本成果有体物及び本成果有体物に関する一切の情報を、別紙記載の目的及び研究内容以外の目的に使用してはならない。

乙は、本成果有体物を人間を被験者として使用してはならない

第四条 成果有体物の範囲

本成果有体物には、本成果有体物の増殖物、子孫、派生物、修飾物及び改変物もこれに含む。

第五条 利用者制限と移転禁止

本成果有体物は、乙の担当研究者と別紙記載の研究目的に携わる共同研究者が同一の研究の範囲内で利用することが出来る。ただし、乙は本成果有体物を共同研究者を含む第三者への転売又は譲渡、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転、ないし引き渡しを含む。

第六条 成果有体物の危険性

乙は、本成果有体物が研究を目的としたものであり、毒性を有する可能性や潜在的な危険性を有すること、当該細菌の取り扱い、保管その他の行為が第三者にもその危険性が及ぶことを認識し、自らの責任において必要な一切の措置を講ずる義務を負うこととする。甲は、本成果有体物について、明示・黙示を問わず、一切の保証をするものではない。甲は、商品性又は特定目的への適合性の保証をせず、かつ、乙による本成果有体物の使用が第三者の特許権、著作権、商標権をはじめとする一切の財産権を侵害しない旨の保証をするものではない。乙による本成果有体物の使用について乙及び第三者に生じた損害の一切の責任は乙が負うも

のとし、本成果有体物の取り扱いの結果生じるいかなる事象に関しても、甲は一切の責任を負わない。

第七条 知的財産

本成果有体物より発明、発見、考案その他の成果が生じた場合、乙は直ちに甲にその内容を通知し、別途協議によってその取扱いを定める。

第八条 適正な取扱い

乙は、本成果有体物の利用にあたって、利用者自らの責任で「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）、「製造物責任法」（平成 6 年 7 月 1 日法律第 85 号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件、製造条件等で取り扱わなければならない。甲は、乙のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って乙がその手続きをしなければならない。

第九条 免責

甲は、乙による本成果有体物の使用、保管、廃棄その他一切の取り扱いにより生じ又は生じうる、乙又は第三者の損失、損害、疾患、権利侵害（第三者の知的財産権侵害を含むが、これに限られない）その他いかなる不利益又は損害についても、一切の責任を負わない。

第十条 秘密保持

乙は、本契約締結の事実、本成果有体物、及び、本成果有体物に関する一切の情報（以下、これらを併せて「秘密情報」という。）の秘密を保持し、甲の書面による事前許諾なく、秘密情報を第三者に開示及び漏洩してはならない。

第十一条 返却

乙は、別紙記載の研究課題終了時もしくは本同意書の解除にあたって、速やかに本成果有体物の使用をやめ、甲の指示に従って甲へ返却もしくは廃棄する。また、甲へ本成果有体物を返却の場合は、自らの費用で返却する。乙は、本成果有体物の上記の処理が終了したことを甲へ文書で報告する。

第十二条 輸送

本成果有体物の提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し、処理する。

第十三条 協議

本契約に規定の無い事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、双方が協議し円満に解決を図る。

第十四条 準拠法・裁判管轄

本契約は日本法に準拠し、本契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、

成果有体物移転契約書 別紙

成果有体物の課題名、使用目的（具体的な使用目的・方法を明記）

使用目的・方法	
使用場所	
研究担当者	

成果有体物の数量

数量	本
----	---

成果有体物の対価

金額	金	円（税込み）
----	---	--------

成果有体物の使用期間

使用期間	年	月	日から
	年	月	日まで